**新規申請・変更届等の手続きの変更について**

緊急事態宣言の解除に伴い、届出等の手続きについては、新型コロナ感染拡大防止の為、当分の間下記のとおりとします。

**１　新規申請（令和２年８月１日付け新規申請からは来庁により対応します。**）

　　　『事前協議』　指定予定日の前々月２０日までに予約のうえ来庁

『申請書類』　指定予定日の前々月末までに予約のうえ来庁

『補正書類』　指定予定日の前月の１０日までに予約のうえ来庁

**２　変更届**（全て、郵送での対応を継続します。）

　　　『加算関係』　前月の１５日までに郵送

　　　『加算以外』　変更後１０日以内に郵送

　３　**廃止・休止・再開届**（全て、郵送での対応を継続します。）

　　　『廃止・休止届』　廃止日の前月末日までに郵送

　　　『再開届』　再開後１０日以内に郵送

　４　**指定・加算に関する相談等**

　　　各種相談等については、できるだけ電話・FAX・メールにて対応とします。

ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

　５　**その他**

　　　郵送時は必ず【返信用封筒（８４円切手貼付）】及び【郵送連絡票】を同封してください。

上記の提出期限については、消印有効としていますが、補正や不備の解消等に時間を要するため、できる限り早めにご送付いただきますようご協力の程、よろしくお願いします。

* 手続きについて、変更する場合、南河内広域福祉課のホームページにてお知らせします。